

子ども・子育て会議（第59回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第59回）

議 事 次 第

日 時 令和3年10月11日（水）10:00～12:05

於：オンライン開催

1．開 会

2．議 事

（1）公定価格等について

（2）基本指針の改正について

（3）その他

3．閉 会

秋田会長 それでは、定刻となりましたので、第59回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

今回も前回と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で開催いたします。

本日は赤池副大臣に御出席いただいておりますので、初めに御挨拶をいただければと存じます。赤池副大臣、よろしく願いいたします。

赤池副大臣 少子化対策、こども政策担当の内閣府副大臣の赤池誠章でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より子ども・子育て支援に御尽力をいただいていることに心より敬意と感謝を申し上げます。

本会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項や同法に基づく施策の実施状況を調査審議いただくために設置されたものであり、内閣総理大臣の任命により、子どもの保護者の方、都道府県知事、市町村長、事業主代表、労働者代表、子ども・子育てに関する事業に従事する方、学識経験者の方に御参加をいただいております。

これまでも幼児教育・保育の無償化をはじめ、その時々的重要事項につままして政策を前に進めていく上で大変貴重な御意見、御示唆をいただいております。本日も内閣府、文部科学省、厚生労働省から多数の報告事項がございます。最初の議題である公定価格について、詳細はこの後事務方から御説明させていただきますが、成長の果実をしっかりと分配して消費を喚起し、次の成長につなげるという成長と分配の好循環は、政権の重要課題であります。まずは国が率先して行うという考えの下、今般の経済対策に保育士・幼稚園教諭等の収入を3%程度引き上げる措置を盛り込んだところであります。

委員各位におかれましては、ぜひ活発な御議論をいただきますようお願い申し上げます。

秋田会長 赤池副大臣、どうもありがとうございました。

なお、赤池副大臣は、御公務のため、ここで退室されます。どうもありがとうございます。

秋田会長 それでは、会議を再開いたします。

初めに、委員の交代がございましたのでお知らせいたします。

本日付で山本和代委員が退任され、村上陽子委員が就任されましたので、御紹介いたします。

それでは、本日の委員の御出欠について、事務局より御報告をお願いいたします。

丸山参事官 事務局でございます。

委員の御出欠について御報告いたします。

小塩隆士委員、柏女霊峰委員、松田茂樹委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、三日月大造委員におかれましては奥田康博代理人、村上陽子委員におかれましては伊藤彰久代理人に御出席をいただきます。

子ども・子育て会議令第5条第1項において「会議は、委員の過半数が出席しなければ、

会議を開き、議決することができない」とされてございますけれども、本日は定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、公定価格等を議題としたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。なお、意見交換の時間を十分に確保するため、事務局からの御説明は極力簡潔をお願いいたします。

丸山参事官 内閣府子ども・子育て本部でございます。

資料1を御覧いただけますでしょうか。

1ページ、「経済対策及び令和3年度国家公務員給与改定を踏まえた公定価格等の対応について」という資料を御覧ください。

1.のところでございますけれども、今般の経済対策に基づきまして、保育士・幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として収入を3%、月額にして9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するための所要額を令和3年度補正予算案に盛り込んだところでございます。

1つ目の にございますとおり、この補正予算による措置は、公定価格とは別の補助金によりまして実施するものでございまして、その補助率は国10分の10で行う予定でございます。

2つ目の でございますけれども、この補正予算による措置は令和4年9月までの措置でございまして、10月以降は処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和4年度当初予算編成過程で現在検討しております。

次に、実際の現場における引上げにつきましては、職員の配置状況、また、経験年数に応じた配分など、柔軟な運用を可能とすることとしております。

そのほか、放課後児童クラブ・社会的養護関係の施設、私学助成を受ける幼稚園の教諭等につきましても、同様の引上げを行う場合の支援を別途行うこととしております。

続きまして、2.のところでございますけれども、令和3年の人事院勧告と公定価格等々の関係でございます。令和3年人事院勧告は、一番下の【参考】のところでございますとおり、期末手当を0.15か月分引き下げることとされておまして、これは公定価格で申し上げますとマイナス0.9%に相当いたします。公定価格につきましては、従来より積み上げ方式で算定をしておりますので、この人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、令和4年4月分の公定価格から反映することになる見込みでございます。

ただし、経済対策に基づく収入を3%程度引き上げる措置を実施することとしておりますので、この国家公務員給与の改定に基づく公定価格の減額に対応するための補助を、令和3年度補正予算案に基づく処遇改善と併せて措置することとしております。

資料1につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2を御覧いただけますでしょうか。資料2は「子ども・子育て支援法

に基づく指針の改正案について」でございます。

本年5月に成立をいたしました「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」におきまして、子ども・子育て支援法が改正されまして、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、新たに子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加をされました。

この法改正を受けまして、基本指針において、当該連携の推進に関する事項を追記することとしておりまして、具体的な指針の改正の概要といたしましては、(一)にございませんとおり、「関係機関の連携会議の開催等」ですとか、(二)の「関係機関の連携を推進する取組の促進」につきまして、それぞれ考えられる内容を指針においてお示しすることとしております。

資料2の説明は以上でございます。

林保育課長 続きまして、資料3に基づきまして、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会、こちらの検討状況について厚生労働省保育課から御説明したいと思っております。

この検討会につきましては、前回のこの会議でも状況を御説明したかと思っておりますが、待機児童が着実に減少を続けている中、一方で、人口減少地域における保育の提供の在り方、こういったものが大きな検討課題となっております。この課題につきましては、令和2年の5月に閣議決定されました少子化社会対策大綱でも人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める、あるいは令和元年のこの子ども・子育て会議の5年後の見直しの対応方針においても検討に着手すべきということで御提言をいただいたものでありまして、それらを踏まえまして、5月以降、この検討会で検討を進めてまいりました。

先週12月3日に第8回目の会議を行っておりまして、8回ほど会議を重ねてまいりました。今日お示ししているのは12月3日の第8回会議に提示しました取りまとめ(案)でございます。その会議で幾つか御意見をいただきまして、それらの内容を踏まえて最終化することになりますが、現時点の案ということで御報告をさせていただくものです。

最終ページに1枚紙の概要をつけておりますので、こちらを見ながら御紹介をさせていただければと思っております。

まず、大きな政策の方向性として、待機児童の対応が主軸だった国の保育政策において、人口減少社会において良質な保育を提供し続ける、こういったことを保育政策の大きな柱として今後位置づけるべきだという方向性をいただいております。その際、とりわけ未就園児、特に0～2歳児の地域子育て支援において、ある意味強みを持つ保育所・保育士の役割を強化するという方向性であります。

具体的には、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止められるような環境整備を図りつつ、保育所や保育士においては、保育士や子育て経験者等で役割分担をしながら、他の様々な機関と連携をしながら、事業、給付、評価の体系の在り方の見直しなど、総合的な取組を進めていく方向性を示していただいております。

具体的な内容としては、4つのテーマに基づきまして、白い四角が速やかに検討を開始すべきもの、黒い四角が中長期的な課題となっております。

「人口減少地域等における保育所の在り方」につきましては、まず、各市区町村がそれぞれの機関、施設の役割分担を整理・明確化するというようなこと、あるいは多機能化等の事例収集と展開を国として行うこと、また、利用定員の設定の周知あるいは細分化等を含む公定価格の見直しといった課題も提起されております。

2つ目のテーマの「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」につきましては、特に一時預かり事業、こちらについてはリフレッシュ目的での利用が現行でも可能であります。こういったものの利用促進を図るでありますとか事前登録制度を導入するなど円滑な利用が進むような仕組み、また、保育所に通所していないお子さんを週1～2回程度預かるといったことをモデル事業として進めること、あるいはICT等を活用した急な預かりニーズに柔軟に対応できるような仕組みへの対応といったことも提案いただいております。また、保育所や児童発達支援との一体的な支援を可能とするための規制の見直しといったことでございます。

3つ目の「保育所・保育士による地域の子育て支援」につきましては、現在、次のテーマでも御紹介いたしますが、児童福祉法改正に向けて様々な検討を行っている中で、地域の身近な支援、相談先を充実していこうということの一つうたっておりますけれども、その中でうたわれているいわゆる「かかりつけ相談機関」、こういったものを保育所が担っていく、そして、それを具体的に進めるためのインセンティブを検討するといったこと、実践例を集め収集・共有し、相談への対応手引も作成するといったことが提言されております。

4つ目の「保育士の確保・資質向上等」につきましては、ノンコンタクトタイムを確保する、そして、そのためのスペースの確保の改修費の支援などを新たに進めるということは提言されております。また、児童へのわいせつ行為の保育士の登録関係につきましては、教員と同等の保育士資格管理の厳格化、こちらは法改正に関わる事項でございます。また、中長期的な課題としましては、さらなる処遇改善、また、地域の保育士の定着支援の検討、あるいは自己評価、第三者評価の改善策の検討といったことが提言されております。

先ほど申し上げましたように、これをベースに最終回の意見を踏まえまして、12月の中旬ぐらい、遅くとも年内めどに取りまとめをしたいと考えております。

以上でございます。

山口少子化総合対策室長 続きまして、資料4について御説明をいたします。

厚生労働省の少子化総合対策室長の山口と申します。

資料4「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」ということで、前回の会議でも御紹介させていただきましたが、その後、議論が深まってまいりましたので、その内容について御報告をいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。専門委員会の骨子（案）の

要点ということで、先月末に骨子（案）について御議論いただきました。

1つ目は「市区町村における家庭・養育環境支援の強化」ということで「（1）把握・マネジメント機能の強化」とございますが、先ほど保育課長からもございましたが、身近な子育て支援、そういったところで把握・相談をしっかりとっていく。そして、2番目の
ですけれども、子供の一体的相談機関の設置と、右側に ございますが、現在母子保健を中心とした子育て世代包括支援センター、それから、児童福祉のサイドでは子ども家庭総合支援拠点といったものをつくっていただくように国からお願いをしているところなのですけれども、こういった母子保健の機能や児童福祉の機能といったことを一体的に担えるような、そういった一体的相談機関を市町村に置いていく。その上で、その下にございますが、支援の必要性の高い世帯についてはサポートプランのようなものをつくって計画的に支援をしていってはどうかといった議論をしていただいています。

「（2）支援の充実」ですが、そうして把握した家庭に対するサービスメニューについて、この家庭・養育支援の事業の創設と書いてありますが、右側の にございますように、訪問による生活支援であったり、あるいは学齢期の子供の居場所の支援、こういった支援メニューが現在手薄いのではないかとございまして、この辺り、事業の創設ということを議論していただいています。また、その下の ですけれども、必ずしも支援を受け入れていただけないような、そういった御家庭も多いわけございまして、そういった御家庭に対して市町村からサービスの利用勧奨ができたり、措置ができたり、そういった権限を付与してはどうかといった議論です。

2つ目は「児童相談所の支援機能等の強化」ということで、これまで児童相談所の児童福祉司の増員等に取り組んできたところですが、1つ目の は、 にございますように民間の活用ということで、例えば親子の再統合支援あるいは里親の支援といったところをしっかりと取り組んでいく。2つ目は一時保護ですが、一時保護については現在2か月を超えて親権者が反対している場合には司法審査が導入されているわけですが、この開始の時点について司法審査を導入してはどうか。そして、3つ目の ですけれども、一時保護所の処遇が必ずしもよくないのではないかと指摘もございます。そうした中で第三者評価の受審を義務化していく、そうした議論をしていただいています。

3つ目は「子どもを中心として考える社会的養育の質の向上」ということで、親と離れて暮らさざるを得ない子供たち、一定程度います。そうした中で、例えば1つ目の にございますが、児童相談所が措置をする、その際に子供の意向をきちんと把握する、そうしたことをしっかりと法律に書き込んでいく。2つ目の ですけれども、そうした子供たちが必ずしも自分の意見をはっきり言える子供たちばかりでもありませんので、そういった子供たちの意向を表明する支援をする、そういったことを都道府県がしっかりとっていくこと。3つ目は、そうした子供たちが巣立っていく、そのときに自立支援をしっかりとっていく必要があるということで、自立支援の充実などを議論いただいています。

4つ目として「人材育成等」とございますが、そうしたサービスを支えていく言わば基

盤となるような人材育成、1つ目の ですが、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー、こうした新しい資格のようなものを創設してはどうか。2つ目ですが、先ほどもございましたが、児童へのわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化、また、ベビーシッターも同様の対応を図るということを議論いただいています。

2ページ、3ページ、参考資料がついておりますので、御覧いただきたいと思います。説明は以上です。

丸山参事官 続きまして、資料5の御説明は最後にさせていただきます、資料6の説明をさせていただきますと思います。

林保育課長 資料6に基づきまして、地方分権に関する地方からの提案募集への対応について御報告いたします。

保育所の関係について、地方分権の提案をいただいているということでございます。具体的には保育所の居室面積に係る基準についてでございます。これは国の基準で地方が従うべき基準とされているところでございますけれども、待機児童が多い、地価が高いなど、一部の地域に限りまして、待機児童解消に資する一時的な措置として、これを「標準」として異なる基準を定めることができる、こういった特例措置が平成24年度から設けられているところでございます。該当し得る地域はほかにもありますけれども、実際にこの特例を利用しているのは大阪市のみとなっております。この期限が令和4年度末、令和5年3月31日で切れるということでございますので、大阪市からこの期限の廃止を求める提案がされたところでございます。

国としての考え方でございますけれども、この措置につきましては、あくまでも待機児童解消に資する一時的な措置ですので、恒久的な措置とすることは難しいと考えております。ただ、一方で、大阪市においてはこの特例を利用して現に入所している方がたくさんいる状況でございますので、新子育て安心プランの終期であります令和6年度末、令和7年3月31日まで延長する方向で対応する考えでございます。

以上でございます。

入野補佐 続きまして、内閣官房のこども政策推進体制検討チームから、資料7に沿いまして、こども政策の推進に係る有識者会議の報告書の概要について御説明をいたします。

新たなこども政策の在り方について、その基本理念や目指すべき方向性を御議論いただくため、本年9月にこども政策の推進に係る有識者会議を立ち上げまして御議論いただきました。本会議からは秋田会長にも御参画をいただいております。

その上で、本年11月29日に、有識者会議の清家座長から岸田内閣総理大臣に報告書が手交されたところでございます。

報告書のポイントについて御説明を申し上げます。まず「はじめに」におきまして、少子高齢化の進行ですとか、コロナ禍により子供・若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化しているといった我が国の現状についての認識を改めて記載いただいております。

そうした現状を踏まえまして「今後のこども政策の基本理念」を資料の にありますと

おり6点にまとめていただいております。この中では子供の視点、子育て当事者の視点に立って政策を立案する、ウエルビーイングの向上、また、誰一人取り残さないような支援、縦割りや年齢割りによる支援の切れ目の解消といった点、プッシュ型、アウトリーチ型支援に転換するといったこと、データ・統計の活用といった基本理念をお示しいただいております。

そうした基本理念を踏まえまして「今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策」を にまとめていただいております。具体的な施策について詳細は申し上げませんが、柱を説明させていただきますと、1つ目はこれまでも少子化対策大綱に基づき取り組まれてきた施策をさらに強化するものとして「結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す」ということを掲げまして、結婚や妊娠への不安や障壁への解消といった点を挙げていただいております。2つ目に「全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する」といたしまして、就学前の子供の成長の保障ですとか、幼児教育・保育の確保と質の向上といった点を取りまとめていただいております。

2ページ目を御覧いただければと思います。3つ目としまして「成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する」ということで、児童虐待防止対策のさらなる強化、社会的養護を必要とする子供に対する支援の充実、子供の貧困対策、いじめ・不登校対策といった点についてまとめていただいております。こうした3つの柱に基づく「政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの」として最後に4つ目でございますけれども、子供の人権・権利の保障、データベースの構築、子供や家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア、安定的な財源確保と十分な人員体制の確保といった点をまとめていただいております。

最後に でございますけれども、政策の立案・実施・評価のプロセスにおける留意点をまとめていただいております。繰り返しになりますが、子供視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進、政策の具体的な実施を中心に担っていただいているのは自治体になりますので、地方公共団体との連携強化、NPOの皆さんをはじめとする民間団体等との積極的な対話・連携・協働、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価といった点をまとめていただいております。

現在いただいた報告書も踏まえまして、年内に政府としての基本方針を取りまとめるべく検討を進めているところでございます。

資料7については以上でございます。

水野企画官 続きまして資料8、同じく内閣官房でございます。「こどもに関する政策パッケージ」という資料でございます。

1ページ、「趣旨」を記載してございます。これまでこども政策はいろいろなことをやってまいりました。一方で、コロナも含めて現時点でも対応しなければいけない課題が多いと認識をしております。3つ目の でございます。先月19日に政府として新たな経済対策として早急に取り組んでいくことを子供以外のことも含めましてまとめてございます。

あわせて、4つ目の でございます。今し方御報告させていただきました有識者会議の報告書が取りまとめられたということでございます。これらを踏まえまして、できるものから強力に推進していくという趣旨でもってまとめたのがこのこども政策パッケージ、政府としてまとめたものでございます。最後の の下2行でございます。このパッケージにおきましては、各府省で本年度に引き続き来年度以降も推進すべき事項、こういったものをKPIを整理しつつまとめ、中長期的な検討課題も付記したということでございまして、これによりこども政策を強力に推進していくという趣旨でございます。

2ページ、青ベースでございます。「主な取組事項」を記載させていただいてございます。1つ目として【結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境整備】ということで、結婚支援などの交付金、不妊治療の保険適用、2つ目【子育てや教育に関する経済的負担の軽減】としまして、出産育児一時金の検討、高等教育の修学支援、児童手当、3つ目【様々な事情を抱えた子ども・家庭に対する支援の充実】、先ほどもありましたけれども、児童福祉法の改正の関係、いわゆる未就園児の支援、認定こども園などの在宅3歳未満児の支援、子供に関する各種データの連携、障害のある子供、ヤングケアラー、里親、ひとり親、こういったものへの支援でございます。下から2つ目のところ、【子どもの安心・安全の確保】、先ほどもありましたけれども、わいせつ行為から守る環境整備ということで日本版DBSの検討、一番下【政策を進めるに当たっての共通の基盤】ということで、それぞれ括弧で書いてございますけれども、「子育て応援コンソーシアム」「ユース政策モニター」、あとは必要な安定財源についての検討といったものを記載してございます。

3ページ、黄色ベースのものが、先ほど申し上げました経済対策関係ですぐにでも取り組んでいく事項として取り上げているものでございます。

4ページ、5ページ、緑色ベースのところでございます。「今年度に引き続き来年度以降も実施する・検討していく事項」としてございます。

6ページ、必要な安定財源の検討を進めていくといった趣旨でございまして、7ページ以降、参考資料とKPIになってございます。

私からは以上でございます。

大杉幼児教育課長 順番が前後して大変恐縮です。資料5を御覧いただければと思います。「令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果」でございます。

1ページ、2 . のとおり、例年どおり4月1日時点での私立幼稚園の移行状況、市町村の一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況等について調査を行わせていただきました。

2ページの上段を御覧いただければと思います。新制度に移行しました私立幼稚園、施設型給付を受ける園は令和3年4月1日現在で4,246園という状況でございます。全ての私立幼稚園や幼稚園から移行した認定こども園のうち55.3%という状況でございます。移行する際の類型につきましては、幼保連携型認定こども園が一番多くなっております。続いて、幼稚園、幼稚園型認定こども園という順番になっております。

3 ページ、各都道府県の移行状況を示したものでございます。都道府県によって大きく異なりますけれども、引き続き移行を希望する園に必要な支援をしてみたいと考えております。

4 ページ、上の表を御覧いただければと思います。施設型給付を受ける園が感じているメリットということです。「職員の処遇改善を図ることができた」「経営が安定した」という回答が非常に多くなっており、園の体制の充実、人材確保に資するメリットを各園が感じていると考えられます。

また、下のグラフには施設型給付を受ける園が抱える懸念も載せております。左3つの赤、黄、緑の部分までが移行後に不安が解消あるいは軽減された園の割合、それに対して、薄い水色と濃いブルーは相変わらず不安である、不安が増したというものであります。市町村との関係構築等については移行後に不安が解消・軽減されている一方で、事務の変更や増大等については移行後も引き続き不安に思っている園も多い状況になっております。

5 ページ、施設型給付を受けない私立幼稚園における新制度への移行に係る懸念であります。新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に関する不安が65.4%と最も高くなっております。

次に、6 ページを御覧いただければと思います。在園児の預かり保育のための事業である一時預かり事業（幼稚園型）につきましては、58.6%の自治体の実施しており、園数ベースで見ても全体の5割近い園で実施されているなど、年々実施自治体数、実施園数ともに増えている状況であります。幼稚園の88%は既に預かり保育を実施しているという別の調査もありますため、引き続き、事業の充実に努めてまいりたいと思います。

7 ページから9 ページは単価や加算の設定状況でありますので、適宜御参照いただければと思います。

最後に11ページ、12ページは、0～2歳児を幼稚園で預かるための幼稚園型についてであります。新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村が実施することができ、既に実施、実施予定または検討中と回答した市町村数は19.5%となっております。令和3年度より創設した0～1歳児向けのメニューについては、9.4%の市町村で既に実施、実施予定または検討中となっております。12ページには幼稚園型を実施する上での課題をまとめており、新たな職員の確保や2歳児等を預かるための設備の問題など、課題がある状況でございます。

簡単でございますけれども、以上が資料の御説明でございます。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから皆様から本日の議事に関する御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、お一人2分で御発言いただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。時間を超過した場合は、画面にメッセージが表示されますので、御留意ください。オンラインでの御発言は時間を超過する傾向がありますので、何とぞ時間を厳守していただきま

すようお願い申し上げます。

なお、本日の御発言の順番につきましては、事前に事務方よりお知らせしておるとおり、委員、専門委員、代理出席の方の順にそれぞれ今日は五十音順の逆から指名させていただきます。ただし、駒崎弘樹委員は本日途中退出予定とのことでございますので、最初に御発言をいただきたく存じます。

それでは、まず駒崎委員からお願いをいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

今回は予定の都合で最初にやらせていただくことを御容赦ください。

出させていたただいている意見書に基づいてお話しさせていただきたいと思います。

まず、この「保育の必要性認定」を撤廃し、全ての子供たちが保育園を利用できるようにしてくださいということを再度お願いしたいと思っております。

日保協の理事長も、保育所が供給過多時代に移行しつつあるという認識を先示されました。また、JPホールディングスなどの保育業界最大手の会社さんも保育所を閉めざるを得ない状況になっております。これは明らかにポスト待機児童時代に入っているということでございます。

そうした中で、保育所の在り方も変わらなくてはいけないということで、有識者会議などでも保育所の多機能化ということが提言されたかと思えます。しかしながら、多機能化しつつ定員数はどんどん今も割っていつているわけございまして、これは待ったなしの状況にあります。一方で、専業主婦など保育所に入りたくても入れない方々がいらっやいます。こうした方々に一刻も早く門戸を開く御決断をしていただきたいと思っております。そのためには、保育所の必要性認定という考え方を抜本的に入れ替えて、誰しものが保育園にデフォルトで通えるようにしていく、そうしたことを児童福祉法改正などでしっかりと織り込んでいつていただきたい。それが虐待予防などにもつながっていくと思えます。

厚労省は一時保育で何とか対応しようとしています。しかし、そういうレベルではないのです。一時保育ではなく、きちんと保育所の給付の中で定期的に専業主婦を含めたいいろいろな方々が通えるようにしていただきたいと思えます。

2つ目としては、そうした状況の中で、実は今、地域で定員数を削減しようとしていても、自治体がやめてくれと言っています。例えば我々の小規模保育は12人でも埋まらない、だから、9人にしたいと自治体に言っても、駄目ですよと言われてしまう。では、どうすればいいのだと。このままだと、ダウンサイズができなければ単に潰すしかない状況になってしまっているのです。これはぜひ厚労省さんのほうで通知などを出していただいて、定員数が埋まらなければダウンサイズしていつて徐々に身の丈に合ったような形にしていくことを可能にしてほしい。そうでなければどんどん保育所が潰れていく、特に地域型保育が潰れていく状況になって、そしてまた保育園難民が増えて利用者に迷惑がかかる、子供が保育園難民になってしまいます。ぜひここは急いで、対応をお願いしたいと思います。

時間だと思っておりますので、以上です。あとは資料を御覧になっていただけたらと思っております。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、山内五百子委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会の山内でございます。よろしくお願ひいたします。

今度の衆議院選の目玉公約として経済対策の中で賃上げが議論され、また、紙面でも報道されているのが目に飛び込んでまいりました。1人当たり9,000円の引上げを実現するために、現行の低い職員配置基準のままでは効果が及びません。それもまた期限が1年ということでもありますので、このような不安定な状況でありますと、処遇改善とはなかなか申し上げられません。実際には長時間保育が国の基準より多く配置しているため、1人の賃上げの額が薄まってくるからであります。さらにまだ長時間保育で職員を独自に雇用している園もたくさんあると今までにも申し上げているところであります。ですから、ぜひ机上の計算ではなく、本当に実態を考慮した基準の見直しを検討し、それを基にして公定価格の中にその職員の給与の引上げを検討いただきたいと思います。

蛇足ではありますが、欧米では職員の配置基準の見直しという意味では、もともと1人当たりの子供さんを見る人数が少なく、行き届いた保育がなされていると聞いております。その辺を改めて検証していただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、森田信司委員、お願ひいたします。

森田委員 お世話になります。森田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは3点ほどお話をさせていただければと思います。

まずは、先ほど山内委員もお話しになりました公定価格に関して、3%程度(月額9,000円の処遇改善について、感謝申し上げます。しかし、山内委員のお話にもありましたように、まだ不十分だと思っていますので、今後もよろしくお願ひします。

そして、このそぐう改善が継続されることと令和4年10月以降の公定価格の見直しを行う方向とされておりますので、その際には基本分単価での引上げをお願い申し上げます。

公定価格についてもう一点です。「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討委員会」にも参画させていただき、発言しておりますが、駒崎委員のお話にもありました定員区分の変更、主任保育士専任加算の見直しにつきましては、中長期的な検討課題とされております。主任保育士専任加算につきましては、今年子ども生まれていないから来年加算を外されるという施設は、数は少ないのですが、現実に存在しているのが事実です。ですから、早急に検討すべき課題として捉えていただき、対応をお願いしたいと思っています。

もう一つは、こども庁のことです。今日の資料には出ていませんが、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の原案が12月2日に公表されています。基本方針の原案には、子どもにとって必要不可欠な教育は文科省が行うといった整理されています。そこにつきましては、保育所保育指針にもありますように、保育所における保育は養護及び教育を一

体的に行うことを特性とするとされていますし、保育所においても日々子どもの行動一つ一つに養護と教育の両面から育ちにつながる部分を理解して保育を行っています。この基本方針原案の書きぶりにつきましては、保育所では教育を行っていないかのように捉えられ、非常に心外であり、保育所においても教育を行っていることを踏まえた表記としていただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、望月昌幸委員、お願いいたします。

望月委員 全私保連の望月と申します。

私からはまず1点目、公定価格についてです。現在、公的価格評価検討委員会及び地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会においても議論されておりますが、現在の保育事業者への公定価格の在り方について適正な評価がされているのか疑問に感じるところがございます。保育所の場合、私立保育所の運営に要する費用についての通知により、事業費の一般生活費及び人件費の本俸基準額及び特殊業務手当基準額のみ公表となっており、その他の積み上げられた内容については非公表となっているのが現実でございます。積み上げ方式を基礎とした公定価格の単価選定が時代に合ったものなのか、公的価格評価検討委員会においても議論をお願いいたします。また、福祉俸給表で所長2-33、主任保育士2-17、保育士1-29、調理員は行二の1-37の格付がされておりますが、責任の重さに対する適正な評価なのかも含め、併せて御議論をお願いしたいと思います。

続きまして、在り方に関する検討会の取りまとめ(案)について、第8回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会において取りまとめ(案)が示されました。様々な議論の中で将来を見据えた方向性を打ち出されたことに一定の評価はさせていただきま。また、0～2歳までの未就園児家庭に対しての虐待、貧困等の課題も今後方策として進めていく必要性を私どもは強く感じております。

議論の中でもありました、週1～2回程度の利用可能な保育の受皿としての保育施設の利用については、現行の一時保育事業とは別に新たな仕組みとして位置づけ、職員配置と財源の確保をお願いいたします。また、公定価格や新たな施策の展開、支援の在り方においても御議論されておりますが、既に人口減少地域では保育事業の維持さえ厳しくなっており、地域の子育て機能が失われる事態にもなっております。利用実態に合わせた利用定員の変更を可能とする市区町村への早急な対応、公定価格の特定加算部分、加算を受けするための加算要件の見直し、人口減少地域に対しての加算等、例えば過疎地加算等を含めた公定価格の早急な見直しをお願いします。

その他、公的部門における配分機能強化について、定員増を伴わない施設整備について、国の施策と市区長村との関わりについて、別に意見書を提出させていただいておりますので、御覧になっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、箕輪恵美委員、お願いいたします。

箕輪委員 全国国公立幼稚園・こども園長会会長の箕輪です。

私から3点発言させていただきます。

初めに、資料1についてです。このたび、処遇の改善が実現できるということ、本当にありがたく思います。令和4年の9月までは国が10分の10での御対応ということなので、10月以降につきましても各区市町村において公立園の教員の処遇改善が確実に実現をされて、教育公務員にふさわしい人材の確保につながることを願っております。

次に、資料3についてです。こちらの報告では、保育所・保育士等の在り方について今後の役割が具体的に挙げられておりますが、3歳から5歳の幼児期の教育については、幼稚園、こども園が今後果たすべき役割もどこかで確認できればと思っております。本会では、国公立の園が果たす今後の役割としては、地域の幼児教育の質を支える核となること、地域の幼児教育を牽引する立場の者を輩出すること、保護者の子育てを園もともに支える子育ての支援を行うことの3点と考えております。

最後に、今日の議題ではないのですが、公立園のICT環境のことをお話をさせていただければと思います。残念ながら未整備の園がまだまだ多く残っております。文科省及び各自治体のICT整備に関わる予算をぜひ活用していただきたいと思っております。今の時代、オンラインの整備がないと園の運営も教育も滞ってしまいます。ぜひ公立園の未整備園がなくなるように後押しをよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、水野かおり委員、お願いいたします。

水野委員 一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。

私から3点ございます。

まずは1点目、感謝を申し上げたいと思います。資料1の1ページ、「1.保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善」についてでございます。保育所・保育士同様、コロナ禍においても感染対策を講じながら子供たちを受け入れ続けた放課後児童クラブの放課後児童支援員等につきましても引上げの対象にいただいたことは、日々現場で働く職員の励みになると思っております。感謝申し上げます。放課後児童支援員につきましても成り手不足が懸念されている地域もまだまだございますので、職員の定着により安定的な事業運営につながればと思っております。

2点目です。資料3、9ページ、最後の項目の下から3行目に放課後児童クラブとの異年齢交流についての記載がございます。放課後児童クラブの利用児童の多くは保育所を利用してきております。放課後児童クラブ運営指針にも「子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う」とされております。保育所の地域支援や連携の際には、小学校同様に放課後児童クラブにつ

いても御配慮いただきたいと存じます。

3点目です。資料4「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」の3ページにあります、学校や家以外の子供の居場所支援についてでございます。現在、放課後児童クラブの整備とともに新・放課後子ども総合プランも推進いただいておりますけれども、どこにも所属をしないこぼれてしまう学齢児もでございます。小学校、中高生世代の子供が自らの意思で一人でも利用することができて、安全・安心に見守られながら遊んだり、くつろいだりすることができる施設特性のある児童福祉施設の児童館も家や学校以外の子供の居場所として位置づけていただいて、御活用いただくことをお願いしたいと思います。

以上になります。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、水谷豊三委員、お願いいたします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会の水谷でございます。

意見書には7点挙げていますが、そのうち3つお話しさせていただきます。

まず、資料1の私立幼稚園の私学助成園の教員も含めてのこの収入引上げについて感謝申し上げますし、人事院勧告による人件費引下げの影響が出ないような御尽力をいただいています。3府省の御努力、改めて感謝申し上げます。

次に、資料3です。地域における保育所等の在り方検討会の取りまとめには、保育所・保育士による地域支援として、3歳未満児の未就園児家庭の孤立した子育てを支援するというように挙げられています。幼稚園は従来より未就園児もしくは未就園児親子の支援をしております。また、昨今、コロナのことで入園を控えている親が、親同士でつながりたいという要望も強くなっています。そういうことに応えていますが、この幼稚園の事業の多くは公的な補助は受けないものとして、利用者の負担によっているものが多くあります。こうした事業は、いわゆる13事業の地域子育て支援拠点事業に位置づけられないのでしょうか。これはいかがでしょうかと思います。幼稚園が同事業として位置づけられるための幼稚園固有の要件等がございましたら御教示ください。

最後に、地域区分を2度改正しております。これはいまだ給与の格差という問題について改善の余地を残している地域が、狭い地域で地域区分が分かれていますから、介護報酬等々、地域区分を変更することがその整合性から大変難しいことは承知しておりますが、できることからの取組として、例えば地域創生推進交付金を活用して地方での保育士・幼稚園教諭の就職のインセンティブづけに取り組んでいる自治体が現在幾つかございますが、そうした施策を周知または情報提供していただくことにより、保育人材が都心部などに偏らないような、こういうアナウンスを国からしていただくという配慮、御支援などをお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、松村淳子委員、お願いいたします。

松村委員 宇治市長の松村でございます。

全国市長会から今回より出席をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは大きく分けて2点、1点目は、資料にあります保育士等の処遇改善についてあります。人材確保の面から見ても、この2月から9月までの引上げというのは大変ありがたく思っております。感謝申し上げます。特に放課後児童クラブまで範囲を広げていただいたことに対しては大変評価しているところでございます。一方で、10月以降、先ほど御説明もありましたように、公定価格に反映される形で検討を開始するとお伺いをしたところでございます。そうしますと、いわゆる都市自治体でありますとか、利用者の負担が増加する懸念があることと、放課後児童クラブや社会的養護関係施設、その辺についてこの10月以降どうなるのかということについては、引き続き、継続されるように適切に検討をお願いしたいと思います。

2点目は、資料7、資料8に関係します、こども庁に関するものになります。来年の通常国会に関係法案が提出されて、令和5年度中に創設を目指すと同っているところでございますけれども、そういう意味では子供を起点とした、子供の権利を尊重し、子供の施策を担っていく組織ということが大変重要になります。創設に至るまでの間、そういう意味では私ども市としては、新たな縦割りや二重行政のそういう弊害が生じることがないように、関係施策、法令、事務等の簡素化、削減の観点も踏まえて、しっかりと議論を引き続き行っていただきたいというのが大きな要望になります。

また、創設に伴いまして、周知あるいは組織機構、人材配置、予算措置、条例整備、システム改修などに対応が想定されております。現行の組織の大幅な見直しであるとか、あるいは市町のところでも混乱するのではないかと懸念しております都市自治体もあることを踏まえて検討を進め、情報提供も早急にさせていただくことを踏まえてお願いしたいと思います。

こども庁の創設によって、子ども・子育て施策に係る一層の質の確保、また向上がもたらされて、これまでにない新たな取組が可能となるように国の責任においてしっかりと財源の確保・充実をお願いしたいと思います。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、野澤祥子委員、お願いいたします。

野澤委員 東京大学の野澤です。よろしくお願いいたします。

3点ほどお話をさせていただきます。

1点目として、幼児教育・保育の質の確保・向上がこれまでも重要な課題として指摘されておりますけれども、待機児童問題は一定収束ということがあるということで、今後一層質に重点を置く必要があると考えております。人員配置と構造の質、さらにプロセスの質と呼ばれる保育実践の質等を0歳から就学前、そして小学校との接続期ということも含

めて、乳幼児期の保育・教育の在り方を考えていく必要があると思います。

2点目として、その際にコロナ禍のこれまでの影響を無視することはできないと考えております。私が所属しております発達保育実践政策学センターの調査からも、感染予防対策のみならず、行事の開催、保育内容、保育環境、ICT活用等、いろいろな面で変化をもたらしたということが示されております。コロナ禍が終息したら全てを元に戻すというよりは、実施されてきたことのメリット・デメリット両方を踏まえて質という観点から検証する、そして、好事例を共有したり、また、箕輪委員からもICT未整備の園もあるということもありましたけれども、そういった支援の必要などところには迅速に支援をしていくことが必要だと思っております。

最後に3点目として、子育て支援の重要性ということが指摘されておりますが、調査ではコロナ禍での保護者の精神的健康の悪化が示されております。経済状況への不安ということも関連があるため、コロナ禍が終息したとしてもしばらくこういったことが継続することが考えられますし、また、園や他の子育て家庭との交流が減少したということで孤立化がより一層進んでいる可能性が示唆されていると思っております。こうした点についても実態を把握した上で、具体的な支援を早急に検討することが必要だと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、徳倉康之委員、お願いいたします。

徳倉委員 ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。よろしくお願いいたします。

保護者の観点から3点ほど申し述べさせていただきます。

まず質の向上に向けてということで、各種職員の皆様に処遇改善ということは、これは保護者が預ける子供にとっては、保育士やその他支援して下さる皆さんが就労継続をされるということで、非常に評価させていただいております。この支援、引き続きよろしくお願いいたしますと思っております。

2点目、これはここに御出席の皆さん、また各府省の御尽力によって、待機児童が非常に多く減ってきております。ここは非常に評価させていただき、感謝しております。その中で、まだまだ2割ほど待機児童が発生をしている、5,000名ちょっと発生している現状があります。その中において、減っている中で、まず、このコロナ禍において子供たちを預けずに自宅で子供を見ている世帯が非常に増えている傾向があります。冒頭の御説明にもありましたけれども、特に0～2歳児でこれまで預けていた層が預けていないところに対する子育て支援の拡充をより一層お願いしたいと思っております。

最後、こちらは厚生労働省さんに質問になりますけれども、このコロナ禍において働き方が非常に変わりました。待機児童が発生している自治体においては、その中で親の就労状況によって加点という方式でどこかで線引きをされて待機児童が発生しています。例えば自営業者やフリーランスというのは、自宅やその他職住接近して赴いて仕事をしていないだろうということで、加点をされない傾向があります。しかしながら、企業におい

でもテレワークが進み、オフィスの縮小化をして、外形的には全く変わらない状態で就労している世帯も増えてきております。そういう状態の中で、実質的に働いている環境は変わらないのだけれども、預けられる親と預けられない親が存在し始めてきています。各基礎自治体でこれを議員さんが提案しているところももちろんありますけれども、国としてこのようなはざまに置かれている状況に対して何か周知や通知を出していく計画があるのか、既にされているのか等、教えていただきたいと思えます。

以上になります。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、手島恒明委員、お願いいたします。

手島委員 経団連の手島です。

資料に基づき、3点御意見を申し上げます。

1点目です。資料1で示されている「経済対策及び令和3年度国家公務員給与改定を踏まえた公定価格等の対応について」では、保育士等の処遇改善を行うとされています。今回の措置により確実に保育士の処遇改善がなされる仕組みを構築するとともに、事後的な検証をしっかりと行っていただきたいと思えます。

2点目です。資料3の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ(案)」の4ページ目では、人口減少地域等における保育所の在り方が指摘されています。例えば「公立保育所の位置付けも含め、地域の全ての公私立保育所の運営の在り方や、認定こども園、幼稚園を含めた子育て資源のそれぞれの機能、役割に着目した位置づけなどについて整理・検討し、地方版子ども・子育て会議で議論するなど、保育所における持続可能な保育提供体制について、計画性をもって構築する必要がある」と記載されています。この指摘は既に人口が減少している地域に限った話ではなく、将来的に人口が減少すると予測される都市部においても重要な指摘だと感じております。また、前回もお伝えさせていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症により、出生数の減少、少子化が加速する可能性も指摘されております。先ほどの報告書の指摘や今後の婚姻数、出生数の動向も踏まえて、施設の存続を前提に新たな機能の上乗せを考えるだけでなく、施設の統廃合等、量的な縮小も含めて今後の在り方を検討するべきです。

最後に3点目です。資料7の「こども政策の推進に係る有識者会議報告書【概要】」に関連して、参考資料3の報告書の10ページ目で「児童手当の支給、こどもの数等に応じた効果的な給付の在り方の検討」と記載されています。この点については、経団連としては、従来から申し上げているとおり、真に必要な家庭・世帯に児童手当が支給されるように、所得基準を世帯合算に改めるべきです。

私からは以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、月本喜久委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

家庭養育環境支援に関係して1点申し上げます。

先日、この4月に入園する保護者の方々とお話をする機会がありました。保護者の中には、子供が1歳の春にコロナウイルスが訪れたこの2年間、公園に行っても誰かと知り合うことがはばかられ、触れ合うことができなかつたという方がいらっしゃいました。また、お友達やそのお子さんと一緒に遊んだり、食事をしたりしようと、妊娠してからずっと楽しみにしていたことがコロナで全くできなかつたこの2年間、本当に孤独で、子育てがこれでよいのかと自信が持てず、つらかつたと述べておられました。子育てがこんなにも孤独で鬱々としたものとは子供を持つ今まで予想だにしなかつたとおっしゃると、そうそうと多くの親御さんもうなずいていらっしゃいました。誰にも気に留めてもらえないこの2年間の子育てで、次の子を産もうという気持ちがなくなつたという方もいらっしゃいました。

未就園の子供や親にとって、子育てはコロナで闇に包まれました。家庭養育環境支援という考えについては、ありがたい、うれしいと多くの親御さんは感じられるでしょう。ただ、子育ての悩みは子供を預けるだけでは解決しません。不妊治療や高齢で授かつたお子さんを自分の手で大切に育てたいという理由で、1～2歳までは家庭で育てたい、そう考えている保護者も一定数存在します。同じ年齢の子供を持つ親同士が交流し、お互い気持ちを共感し合い、子供も親も安心して仲間意識を持つことも大切な子育て支援です。地域の子育て拠点が、小さな悩みの相談場所、親も子も心地よいよりどころとなる居場所であつてほしいと思います。特に保育所、認定こども園、幼稚園に入園する前から親子で集えることは、子育てのために非常に重要であると考えます。1年後、2年後に通う施設が子育ての拠点となることで、保育のマッチングにもつながります。ぜひとも多様な施設で子育て支援を受けることができますよう、その範囲を広げ、今、実際に支援をされている保育所、認定こども園、幼稚園にも広げていただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願ひいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、鈴木みゆき委員、よろしく願ひいたします。

鈴木委員 國學院大學の鈴木みゆきです。よろしく願ひいたします。

私からは2点申し上げたいと思います。

1つ目は、今回の多機能型地域子育て支援というハブのようなものをつくることは、とてもいいことだと思つております。全ての人たちが連携をするというところに関してはとてもいいと思うのですけれども、一方で、過疎化あるいは少子高齢化している地域の中には、民生委員、児童委員の高齢化が非常に大きな問題になっています。ましてや、多様化する子育ての時代に、子育ての知識、技能、考え方も変化をしてきているのが現状です。ですから、その全ての人たちをつないでいくための、逆に言うと研修みたいなことも必要なのではないか。民生委員、児童委員も含めてバトンをどうつくるのか、どう渡していく

のかもお考えいただけるといいのかと思っております。

2つ目は、保育所・保育士の在り方検討会の資料を読ませていただいて、保育士の専門性や研修の重要性を何度も目にするのでありますけれども、実際問題、研修には時間が必要です。その時間をどうつくっていくのか。それから、キャリアステージに応じた例えば研修のシステムみたいなものをちゃんと改めて考えていかないと、あれもこれもとなるととても大変なのではないかと考えております。ですから、研修の重要性と質の向上に対して具体的に考えていかなければいけないのではないかとという提案です。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、佐藤好美委員、よろしくお願いいたします。

佐藤委員 産経新聞社、佐藤好美です。よろしくお願いいたします。

私から3点申し上げます。

1つ目は、保育士の賃金の引上げについてです。前回は申し上げましたが、配置基準との兼ね合いがありますので、この点について丁寧な対応をすることが必要だと考えます。配置基準を上回って職員を配置している事業所が不利にならないような配分をお願いしたいと思います。また、月額9,000円程度の引上げとされているところですが、事後の検証はもちろん必要ですが、実際の配置が配置基準よりも高いことを考えると、それほどは上がらないことが想定されます。9,000円引き上げるとアナウンスされていることと実態の引上げの差が生じる可能性があり、ますので、それが何から生じたかが分かるようにすることが重要だと思います。また、会計検査院からの指摘もあったところですので、同様のことがないような仕組み方をお願いいたします。

2つ目です。資料2と資料4、基本指針の改正と児童養護、社会的養護に関してまとめて申し上げます。連携については大変よいことだと思います。関係者のイメージが湧くように、各地で行われている先駆的な取組を共有することが大事だと思います。また、特定妊婦を対象とした同様の仕組みがありますが、恐らく先々これと一緒にしていくのだろうと想定しているのですけれども、そのような先行きのイメージが共有できるような形でやっていけるとよいのではないかと思います。それから、資料4の社会的養護のところなのですが、支援が必要な方に「家庭養育環境の支援に関する利用勧奨・措置の権限付与」の項目が設けられたことは大変よいと思います。以前にも申し上げましたが、1日の中で数時間を分かれて過ごすことで何とか親子の関係を維持できるケースもあります。その期間を設けて分離に至らずに済めば、それにこしたことはないと考えています。保育の事業所に児童養護の関係者が巡回して保育士に困難事例への関わり方を伝えたり、事業所で親に対して親子の関わり方を伝えたりする仕組みができるとよいと思います。資料2の基本方針に書かれている「連携」と密接な関係にある事項と思いますので、併せて充実をお願いしたいと思います。

3つ目です。こども庁に関して、報道等では幼稚園などの幼児教育をこども庁に移管し

ない案が出ています。非常に分かりにくく、一般の理解も得られないと思います。数々の困難はあると思いますが、これまでの課題が解決できるような建設的な議論をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございました。

続きまして、古口達也委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会代表の栃木県茂木町長の古口でございます。

私からは2点、こども庁の創設についてと公定価格についてでありましたが、先ほど全国市長会代表の宇治市長の松村市長さんから全国町村会の私と同じような意見がございましたので、私からは特別それ以上に言うことはございません。ただ、いずれにしても、これからいろいろな改革が行われていくと思うのですが、事業者や市町村への早期の情報提供、これについてはよろしくお願いしたいと思います。また、その折の事務負担、これもできるだけ少ない方向で御検討をいただければと思います。

私からは以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、加藤篤彦委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

私から、幼稚園教諭の処遇改善について類型を問わず対応いただけたことを、まず感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

2点お話し申し上げます。

資料5の新制度への移行状況の結果について、大都市部の私立幼稚園は在籍児が市区町村をまたぐ実態がございます。聞くとところによると、幼稚園の場合、居住地が1市区にある園は3割にとどまり、7割は幾つもの市区町村から在籍のあるお子さんたちがいらっしやっているという実態がございます。4地区以上から来ているところは2割ぐらいある。この場合、市区町村をまたぎますと大変に事務負担が大きくなってまいります。この複雑さは移行の障壁となっているだけでなく、新制度に移行したとしても事務負担の増は維持されている状況がございます。そういった中で、この立てつけが市区町村くくりだけでは拾えないことがあるという実態を把握いただき、幼児教育施設の特性を踏まえた無償化と新制度全般の一層の事務負担軽減をお願いしたいと思います。

2点目は、処遇改善加算 の研修互換の件です。例えば同じ法人の中に小規模保育所と認定こども園や幼稚園がある場合に、同法人内の教職員の研修が非常に複雑なものになっております。既に保育所の研修に関しては認定こども園や幼稚園の処遇改善の研修に読み込むことができるのですが、その逆の場合、保育所のキャリアアップ研修のほうでは認定こども園や幼稚園の研修は読み込めないという立てつけになっている。これは保育所の特殊性、独自性が当然あると思っておりまして、そのことは承知しているのですが、例えば認定こども園、幼稚園のキャリアアップ研修の一部を保育所キャリアアップ

として読み込むとか、そのような少し軟らかい弾力的な仕組みを一部導入いただくだけでも、働く先生たち、保育士さんたちが喜ばれるのではないかと、要望したいと思えます。

私からは以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、奥山千鶴子委員、お願いいたします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

意見書を提出しておりますので、御覧いただければと思います。

1点目、子ども・子育て支援法の一部改正についてです。この中に盛り込まれております本年度から拡充されております利用者支援事業、国庫補助の割合が拡充されております、市町村が取り組みやすくなっていると思えますけれども、各事業の連携に非常に重要な事業でもございますし、さらなる周知をぜひお願いしたいと思えます。

2点目、一時預かり事業についてです。今日、多くの委員からも御意見が出ております。保育所・保育士等に関する検討会や社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会等の報告書にも記載があり、一時預かり事業については利用者サイドに立った利用促進が図れるよう、長年の課題だと思えますので、御検討をお願いしたいと思えます。

その上で一時預かり事業について3点述べさせていただきます。

一つは、保護者が目的に応じて利用しやすい場所で実施をしていただきたいと思えます。後で私どもが運営している拠点で行っている、そして、保育所で行っている一時預かり事業について表を入れさせていただいておりますが、リフレッシュや短時間の預かりというのは、拠点に通っていらっしゃる方々は使いやすいと思っております。就労・介護等を目的とした比較的長時間・定期的な預かりは、保育所等の実施が非常に適しているのではないかと、思っております。既に類似的に実施しているNPO法人の活動も参加できるように配慮をお願いしたいと思えます。

二つ目は、定期的な預かりについてもモデル事業としての記載がございました。本当に子供の発達や親のレスパイト、かかりつけ相談機関としてもこういった内容は非常に重要だと思えますので、ぜひ取組推進をしていただきたいと思えます。

3点目として、ICT等の活用による空き状況の確認・予約、利便性の高い支払い方法の仕組み等の構築が非常に重要だと思っております。結構キャンセルも多いのです。そういったキャンセルにも対応ができるような仕組みが大事だと思っております。

次のページに一時預かり事業の比較表をつけさせていただいているのですが、横浜市は拠点において1日4時間以内、1か月8回以内という基準を設けて受入れをしております。これは、特定の方だけでなく多くの方に利用していただきたいということなのです。ふだん親子が通っている場所で一時預かりをすることで利用しやすく、大体平均2.8時間の利用時間です。また見ていただくと歴然のとおりリフレッシュ目的が多いのです。気兼ねなく預けていらっしやいます。一方で、保育所のほうは定員を配慮しながら受け入

れて、長期間にわたって定期的に預かる方を中心にサポートさせていただいております。

3番、4番のところなのですが、委員の皆さんからも御意見があったとおり、預かりだけではなくて相談が非常に重要なのです。相談体制についても困難を抱えた子育て家庭への行政主導の相談支援と地域における身近な相談、これのベストマッチングというか、そうした体制づくりが非常に重要だと思っておりますので、そこもお願いしたいと思っております。

最後に、こども政策の推進に係る有識者会議の報告書、方向性について、非常に賛同しております。ここには地域人材がたくさん出てきているのです。この方々の研修についてもぜひ御検討いただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、大下英和委員、お願いいたします。

大下委員 日本商工会議所、大下です。

私からは資料1の公定価格等の対応、保育所等の処遇改善について1点だけ申し上げたいと思っております。

今回の月9,000円、3%程度の賃上げは、上期分までは補正予算、10月以降は公定価格で対応ということですが、今回の措置については、冒頭、赤池副大臣御挨拶のとおり、子ども・子育て政策というよりは、岸田政権が目指す成長と分配の好循環に向けた賃上げ政策の一環として行われたものであると理解しています。しかし、前回会議でも申し上げたとおり、保育の量の確保、質の向上には、保育士の処遇改善、能力開発が大変重要です。そういう意味でも今回の措置は一定の意義があると思っておりますし、また、人事院勧告との調整、児童クラブ等への対応など、いろいろ御指摘があった内容にも目配せした内容となっているかと思っております。

他方、これを子ども・子育て政策としてきちんと位置づけられるのかという点は明らかではありませんし、また、月9,000円という引上げ額はまだまだ低いという声もあります。自治体によっては独自の補助があり、ほかのサービス業と比較しても遜色ない金額になっているケースもあると聞いていますが、保育分野の有効求人倍率は常に高止まりしており、保育の現場の人手不足解消の観点からも継続して引上げを検討していく必要があるのではないかと感じています。

しかしながら、コロナショックで多くの中小企業にとって、大変厳しい状況がいまだに続いています。そうした中で、事業主の団体としては、事業主拠出金の料率引上げ等、企業の負担感がこれまで以上に増すことのないよう財源確保にはくれぐれも慎重な検討をお願いしたいと思っておりますが、働く人の仕事と育児の両立は企業にとっても非常に大事ですし、保育の量の確保や質の向上が重要であることは十分理解できることかと思っております。ぜひ今後の子ども・子育て政策において、現場で担う保育士の方々の処遇の改善、能力開発を最重要課題にしっかり位置づけるとともに、保育の質を高めて安定的な人員確保をしていくためには、例えば今回の9,000円引上げにとどまらず、どれぐらいの賃金水準まで引き

上げていくことが望ましいのか、それに当たってどの財源で賄って何年かけて達成をするのか、御説明があった新子育てプランが順調に進んで、その後の地域において保育所・保育士等が担う新しい役割は何かなど、中期的な視点も踏まえて、引き続き公定価格の見直し、保育士等の処遇の改善については、しっかりとした検討、議論をお願いしたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

王寺直子委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

まず、このたびの収入の引上げ、大変感謝申し上げます。ただ、多くの委員がおっしゃっていたように、今回の引上げが一時的なものではなく、恒常的に持続されますことを重ねてお願い申し上げます。

次に、認定こども園等の多機能化の推進についてでございます。少子高齢人口減少が進み、様々な園では園児数の減少、また担い手不足も深刻となっている中、認定こども園としましてもそのような多機能に取り組まなければならないと考えておりますので、ぜひ国においては各市町村の連携を含め、支援体制を推進していただきたく思います。また、この会議等の意見で何度も申し上げますが、認定こども園は子育て支援事業が必須となっておりますので、人材確保の意味でも、各園がより積極的に取り組むことができますよう、加算等の創設をお願いしたいと思います。

最後に、各委員からも出ております、利用定員変更手続についてです。少子化により園児不足は深刻となり、定員を満たしていない園が多数出ております。そのような中、一部自治体においては利用定員の引下げを認めていただけないというところも出ています。皆さんも御存じのように、公定価格の単価は定員が少なくなると高くなりますので、子供の数が減ってくると、以前の多いときの数の単価では運営に打撃を与えます。各自治体において利用定員の変更を実態に即したものにさせていただくように、国からも御指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

次でございますけれども、代理出席と伺っておりました村上委員が現在御在席ということでございますので、ここで村上委員から御発言いただけますでしょうか。

村上委員 ありがとうございます。

今回から参加いたします、連合の村上でございます。よろしくお願いいたします。

4点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、資料1の公定価格のことです。皆様方からありましたように、保育士・幼稚園教諭の皆さんの収入の引上げということについては評価いたしますし、これを調理師や管理栄養士など保育施設で働く全ての皆さんの賃金に反映されるよう、ぜひ対応いただき

たいと思います。また、2019年の会計検査院で指摘されましたように、処遇改善等加算が一部の事業者の理解不足によって職員の賃金に反映されないということがないように、ぜひ周知徹底をいただきたいと思います。さらに、長く働き続けられる環境整備のために、職員の配置基準の見直しも早急に進めていただきたいと思います。保育所を利用していた時代を思い出しても、保育士の先生方の笑顔とか、いろいろ相談に乗っていただいたことがどれだけ親として心強かったかということをお出しすると、ゆとりのある職員配置が保育の質に関しても重要ですし、長く働き続けられるということに関しても重要だと思っております。そういった観点から、こども政策を推進する上でも早急に見直しを検討いただきたいと思います。

2点目は、保育所・保育士等の在り方に関する検討会、資料3についてでございます。昨今、保育施設の運営やトラブルなどで事業の停止や終了するといった報道がされているところであります。預け先が突然なくなる事態は、子どもにとっても保護者にとっても大きな影響があります。定員割れなどにより運営が困難となっている施設がないのかということをお行政としても把握いただきたいと思います。また、検討会の取りまとめにもありますように、保育所は子育て支援のための多機能化を期待されるということでもあります。そういったことができるように情報提供や財政支援も必要ではないかと思っております。

3点目ですが、資料4の社会的養護についてです。児童相談所の支援機能等の評価につきましては、民間の活用も大切ではありますが、まず、児童虐待防止対策体制総合強化プランを着実に進めていただき、配置基準の見直しと人材確保をお願いしたいと思います。さらに、児童相談所の一時保護所について、大人都合のルールによって子供を傷つけることがないように、子どもの心身の安定が図られるというような運営基準の見直しや子供の意向も踏まえた評価を実施して、環境の改善をしていただきたいということでございます。

4点目に、資料6の地方分権の件でございます。保育所の居室面積に係る基準ではありますが、こちらは子どもの健やかな成長に必要な基準として設けられておるものであります。今回期限の廃止という御要望もあったようですが、廃止はすべきではないと考えております。少子化による利用者の減少によって居室面積基準をクリアできるようになるまでなし崩し的に期限の延長とならないよう、ぜひ基準を遵守するためにどのような計画を立てているのかを示していただいた上で検討すべきではないかと思っております。

最後に、先ほど徳倉委員から在宅勤務についてございました。保護者としても、働く者としても、在宅勤務であろうと事務所で働くにあたってどちらも同じ勤務でございますので、そういった観点、ぜひお願いしたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、渡辺弘司専門委員、お願いいたします。

渡辺専門委員 日本医師会の渡辺です。よろしくお願いいたします。

医療者の視点から3点申し上げます。

乳児から幼児、児童、生徒へと成長していく過程の健康保健管理に関しまして、PHRの概念の導入が非常に重要な考え方だと思います。また、乳児から3歳児健診までは乳幼児健診として自治体がある程度カバーしており、また、6歳以上は学校保健において毎年の健康診査を行っており、有病率などもちゃんと集計されていますが、3歳から6歳までの間は自治体の乳幼児健診も実施がまれであります。この年齢層の多くは幼稚園、保育園、認定こども園に通園しており、そこで定期的に健康診査を受けておりますが、この制度管理と事後措置に関しては不明な点が非常に多いです。健康診査は単に実施すればいいというわけではありませんので、ぜひ精度の高い健康診査が実施できるように、せめて同定された診断名のヒントぐらいは把握できるような体制を整えていただきたいと思います。

2点目は、子育て支援世代包括支援センターの横断的な連携強化をお願いしたいということにあります。子育て包括支援センターは、自治体ごとに地域性に応じて対応しておりますけれども、逆に言えば自治体間での差が生じているという弊害もございます。母子は必ずしも一つの自治体にとどまるというわけではなく、夫の職業によっては頻回な転居が必要な場合もございます。自治体間のシステムの差が大きい場合はセンターで保有している情報の共有ができない場合も多く、また、国が進めているPHRもどの程度の情報が共有できるか不明な点が多いことから、できれば横断的な連携を深めていただきたいと思います。

3点目は、日本学校保健会が行っている感染症情報システムの導入でございます。今般のコロナ禍において感染者の動向の把握が非常に重要でありますので、ぜひ今後も推奨していただきたいと思います。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、水嶋昌子専門委員、お願いいたします。

水嶋専門委員 家庭的保育全国連絡協議会、水嶋です。

2点申し上げます。

まず、資料2の基本指針の改正案の概要の(一)にある「管内の子ども・子育て支援を実施している事業所の特性を十分に把握し、それらを生かした体制整備を行うことが望まれる」ということは、これからの子ども・子育て支援にとって大変重要だと思います。一番下にある「特に関係機関が連携する場合には、市町村が主体的にその環境を整備することが重要である」には賛成いたします。家庭的保育だからできる支援があります。支援センターに行ってみたいけれども一人では行けないという親子もいます。預かる孫とどうやって遊べばよいのか分からなかったけれども参考になりましたと言われたこともあります。また、いつも孤立している親子と一緒に遊ぶことなど、地域の中に入り込んだ保育です。5人までの小規模だから本当に子供の多い家庭のような雰囲気、挨拶も交わすし、よく見かけるそこに住む保育者、声がかげやすいし、かけられやすい家庭的保育です。子ども・子育て支援の提供を行う関係機関が連携することによって家庭的保育の特性がより発揮で

き、役立てることと思います。資料3の取りまとめの案で、0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割の強化ということについても、0～2歳児の専門家である家庭的保育です。どうぞ活用されることを期待しています。

次に、公定価格の在り方ですが、少子化や人口減少などで利用児童が定員に満たず、運営が困難となり、廃業に追い込まれる家庭的保育事業者もいます。1人欠員ならば5分の1の子供がいない保育所と同じです。一時預かり事業の余裕活用型を始めたりしても、事業者個人の努力ではどうしようもない状況もあります。基本分、処遇加算、補助者加算、全て利用人数での金額では安心して保育することができません。これを見直し、運営が継続できる最低3人は保障されるなど、検討をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、藤迫稔専門委員、お願いいたします。

藤迫専門委員 箕面市教育委員会の藤迫です。

私からは地方自治体の立場から2点お話しさせてもらいたいと思います。

1点目は、資料6に関しまして、地方分権に関する提案、居室面積基準の緩和特例云々については、大都市部の地価の高さという観点配慮されています。もっともなことだと思います。そうであるならば、同様の考えで、施設型給付費の家賃補助制度、賃借料加算も地価を考慮したものに見直しをすべきだと考えています。御存じのとおり、この制度は全国の都道府県を補助額の高いほうからAからDの4段階に、さらにそれを都市部と標準部に分類され、補助額が設定されているものです。例えば大阪府、都市部が83%を占めるこの大阪府が、なぜ2番目のB地域なのかよく分かりません。資料6では、本件の緩和特例措置として大阪府を対象とされているのに非常に矛盾を感じます。逆に、都市部がたかだか30%の県がA地域になっています。結果、どういうことになるかというと、大阪のど真ん中の大阪市は、例に挙げた県の郊外である標準部よりも補助額が低いという矛盾が生じています。これでは待機児童が多く発生するであろう都市部で保育所の整備ができるはずがありません。この制度については見直しされてきたとはいうものの、根本的な矛盾は解決されていっていません。地価に応じた家賃補助に近づけていただき、待機児童が多い都市部での保育所整備を支援いただきたいと思います。

2点目、資料7、資料8の辺り、また、こども庁の議論に関連することですが、エビデンスに基づく施策展開や必要な子供に必要な支援をするプッシュ型支援、これは重要なことであると認識しています。それを実現するためには子供をキーにしたあらゆる情報を可能な限り収集し、それを一元的に把握することが必要です。その前提として、子供をずっと見守り続けるための組織を一元化すべきであります。本市では、学校教育部門が教育委員会所管から外せないため、全ての児童福祉部門を教育委員会に寄せて一元化しております。妊婦、出産等母子保健に始まって、虐待、貧困、児童手当の手当関係、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、小中学校等、全てが私の所管する教育委員会の仕

事です。その上で、まずは子供たちの必要な情報を積極的に取っています。本市独自に全児童生徒を対象に学力、体力、生活状況を毎年調査しています。我々はこれはカルテ方式と言っていて、子供の様子を点ではなく線で変化を把握できるということがメリットです。さらには、子供の学校における情報だけではなく家庭の状況、例えば生活保護、就学援助、児童扶養手当関係の受給状況、保育所入所時の所得状況などを教育委員会で把握しています。これらが実現できていますのは、組織を一元化しているからなせる業だと思います。

何が言いたいかと言えば、国民、市民に一番近い最前線の自治体がここまでのことができていけるのだから、それを効果的・効率的に支援いただくためにも、国の一元化の話についてはもっと頑張ってもらって、議論を深めていただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、則武直美専門委員、お願いいたします。

則武専門委員 全国児童養護施設協議会の則武です。よろしくお願いします。

まずは、本日の資料1にあります公定価格等の対応について、職員の処遇改善のところ、社会的養護関係施設の職員についても同様の措置を実施と考えていただいていることを感謝します。よろしくお願いします。

意見としましては、こども庁に関することとお話しさせていただきたいと思います。前の会議のときにも少し触れさせていただいていますけれども、子供への支援を考えると、年齢の大きい子供さん、例えばハイティーン、中学校を卒業して以降の子供さんへの支援が、日本の中にはまだまだ不足していると感じています。例えば高校を中退してしまった人でありますとか、ひきこもりの人、若年で妊娠・出産をした女性などの支援について、支援の手がまだまだ足りていないと思いますので、こども庁創設に当たってぜひそのところを見ていただきたいと思います。これは私的な意見になるかもしれないのですが、これまでの子供への支援は大人が困ることで支援を組み立てているというようなことがあると思いますが、ぜひ子供自身の困り感を見ていただいて支援をお願いしたいと思います。それには基本的に平成28年の改正児童福祉法で子供の権利が日本の法律の児童福祉法の中にしっかりと明記されましたので、それに基づいて子供の権利を大切にしたい、そういう柱を持ったこども庁にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、中正雄一専門委員、お願いいたします。

中正専門委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

私から処遇改善の件で3点ございます。

まず、保育士・幼稚園教諭等を対象に収入の3%程度を引き上げるための措置を実施することについて、とても感謝しております。ありがとうございます。

そんな中で1点目、人事院勧告の対応で、令和4年6月期の期末手当において調整することを踏まえて令和4年分の公定価格から反映する見込みであるという情報が先に出ておりまして、いってこいになるのではないかと少し不安に思っておりましたが、今回、公定価格の減額に対応するための補助を検討いただいているようで安心いたしました。ありがとうございます。

2点目です。村上委員からもございましたが、保育所には保育士以外にも栄養士など調理を担当する者や看護師さんなどを配置している施設も多いので、その中でチームで施設を運営しております。そういったことも御理解いただいて、その方々への処遇の向上も進めていただきたいと思いますし、また、柔軟な対応を認めていただきたいと思います。ありがとうございます。

3点目です。資料3にございますが、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめにも挙げていただいておりますけれども、保育現場は、少子化対策にとっても、保護者が安心して子育てできるためにもとても大切な存在、場所でございます。待遇面につきましては、他業界の比較ではなく保育現場の仕事そのものも評価していただいて、子供たちの未来に関わる大切な仕事であるということ世の中にも御理解いただいて、3%と言わず50%、100%の引上げをしていくべきと私は思っております。

以上3点でございます。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、木村義恭専門委員、お願いいたします。

木村専門委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

意見書を出させていただいております。

平成25年度から段階的に処遇改善を図っていただきまして、幼稚園教諭・保育士等の人材確保に御配慮いただいていることを心から感謝申し上げたいと思いますし、今回も改めて3%、9,000円の処遇改善等における対応をしていただいたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、いまだに保育士不足は非常に大きな問題であることも事実であります。先ほど日本商工会議所の山下委員からも、経済界の視点からも保育士の有効求人倍率がまだ高止まりであること、これらを全産業と同等の処遇等、賃金などを今後も検討していく必要があるという御指摘もいただいておりますので、ぜひ全産業と同等のような処遇改善が図られ、賃金に対応できるように御配慮いただけますよう、今後も引き続き御検討をお願いしたいと思っております。

また、処遇改善の簡素化と事務負担の軽減というところもぜひお願いをしたいと思っておりますが、長年勤めていただいた職員が退職した場合に、処遇改善等を算出する加算率が大幅に減少するような場合が予想されます。そういったところに対応するために、激変緩和などの御配慮をいただければありがたいと思っております。

さらに、特別に支援を要する子供たちが年々多くなってきております。特に外国籍の子

供たちも各園の中では多くなってきております。そういったところへの人材の配置などに対しては全て各施設の負担となっている状況もありますので、全ての子供たちが取り残されることなく保育の提供を受けるための体制づくりに関しても御配慮いただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、木野稔専門委員、よろしくお願いいたします。

木野専門委員 全国病児保育協議会常任理事の木野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和3年度4月から、病児保育事業への交付金算定方法の改定を行っていただきました。感謝申し上げます。

その改定の適用は全国の施設で70%と言われてはいますが、一部では守られておりません。自治体により多少の差があるからでございます。既に今年度も利用者の減少により、支払われた交付金の返却を求められている施設もございます。病児保育は社会のセーフティーネットとしての役割を担っております。その役割を遅滞なく行うためには、交付金の安定が必要です。そのためには、病児保育室の定員化とそれに見合った交付金の定額化を検討していただきたく思います。

さて、本日の議題であります保育士の処遇改善策でございます。病児保育事業では、保育所等に適用される多くの優遇策の適用がありません。特に弊害があるのは、保育士に対する処遇改善策です。病児保育に勤務する保育士は、保育士の待遇改善策の適用外となっております。次年度からの保育士に対する優遇策につきましても、クリニックに併設されている病児保育室勤務の保育士には適用されません。ぜひとも保育所に勤務する保育士と同じ待遇にしてください。

病児保育事業は地域子育て支援事業の範疇にあるためと思いますが、病児保育に勤務する保育士は、保育士であるとともに、小児の看護にも精通する立場にあります。病児保育の専門性を高め、安全・安心の病児保育体制を確保するため、私たち協議会では2013年より、厚生労働省の主導の下、病児保育専門士制度を発足しました。現在まで9回の資格認定講習会を行い、479人の病児保育専門士が誕生しています。保育所の保育士と同じ待遇に加えて、病児保育士の手当を新設するなどの処置をお願いしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、尾木まり専門委員、よろしくお願いいたします。

尾木専門委員 公益社団法人全国保育サービス協会の尾木です。

2点申し上げます。

まず、未就園の子供がいる家庭への支援についてです。資料3、保育所・保育士等の在り検討会報告で挙げられている保育所等での一時預かりを広げていくことについては賛同

しますが、預かりの場があれば誰でも行けるわけではなくて、子供を連れてそこまで行くことに困難さを感じている家庭もあります。だからこそ孤立しがちになることに配慮し、訪問型という選択肢もぜひ検討していただきたいと思います。13事業の一時預かり事業には居宅訪問型というメニューがあるにもかかわらず、活用されていません。これはこの会議で以前も申し上げたことですが、なぜこれを導入することができないのか、その要因を解明して活用できるようにすべきと考えていますし、モデル事業などにも取り組んでいただけたらと思います。例えば保育所等が一時預かりの場も設けるが、居宅訪問型のステーションにもなるということで実施できないかなど、検討に加えていただきたいと思います。

また、全国の指定保育士養成施設では、訪問型保育に特化した選択科目を置いて、保育士の資格取得と同時に認定ベビーシッター資格を取得できる仕組みを設けている学校が今年度53校あります。毎年2,500前後の訪問型保育についても学んだ保育士を輩出していることとなります。保育所に勤務する保育士の中にもそういった人材はいるはずですので、ぜひ活用していただきたいと思います。

もう一点は、わいせつ行為を行った保育士に関する資格管理の厳格化に関してです。具体的な措置案では、登録取消し事由に刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合を追加することに言及されている点を非常に評価したいと思います。そして、まずは有資格者への対応が取っかかりになるとと思いますが、子供に関わる業務に就く者全てを対象とした仕組みとして早急に整備していただくことを期待しています。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、岡本美和子専門委員、お願いいたします。

岡本専門委員 日本助産師会の岡本です。よろしく願いいたします。

コロナ克服新時代開拓のための経済対策として、看護、介護、保育など、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、最前線で働く方々に対する収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す対策を取り上げていただいたことに、非常に感謝申し上げます。今後とも現場に沿った見直しを継続していただきますことを希望いたします。

また、緊急事態宣言解除後、継続的な感染予防対策が実施されている中、ウェブによる両親学級、育児学級などでお母様方の話を聞いておりますと、いまだ、以前のような出産後の支援が十分に得られていない状況にあることが分かります。やむなく孤立した子育てをしなければいけない母親に対し、訪問型、デイサービス型、宿泊型などのある産後ケア事業は、出産後早期から親となる移行期の女性を精神的側面からも支援できる重要な事業であると考えております。先進諸国の中にあって産後鬱、出産後から1年間の女性の自殺者が多いと言われている日本においては、早急に対策が求められていることでもあります。ハイリスクな親子のみならず、産後ケアを希望する母親の誰もが適切な支援を受けられるよう、産前産後ケア補助券制度創設の希望とともに、適正な委託費について検討いただけ

ますことを考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、三日月委員代理の奥田康博様、よろしく願いいたします。

奥田代理人 滋賀県子ども・青少年局長の奥田でございます。

公務により三日月知事の出席がかなわないため、代わって発言させていただきます。

大きく2点、意見を述べさせていただきます。

1点目、教育・保育など現場で働く保育士等の処遇について、収入の引上げを実施いただくことに、まずは感謝申し上げます。今後も処遇改善が継続的に行われ、他産業との賃金格差の改善につながるようお願いいたします。なお、多数の委員から御意見がございましたが、今回の引上げの算定対象は公定価格に定める職員と限定され、また、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めるとされ、実質的には職員1人当たり9,000円の処遇改善にはつながらないと思われます。ついでには、公定価格に定める職員にかかわらず、施設に勤務する全ての職員に対する処遇が改善される制度となるようお願いいたします。

2点目、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめについて、特に人口減少が見られる地域における施設運営について、公立、民間ともに施設運営を継続していけるかといった不安の声を聞きしているところでございます。インセンティブや人口減少地域に特化した新たな支援を検討といった記述がございますが、地域における保育所・保育士の在り方に係る具体的な支援制度や支援策を示すなどの対応をお願いいたします。なお、本県の三日月知事が、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーであり、従前から子供を第一とした子ども・子育て政策の抜本的な見直し、拡充を要請してきたところでございます。資料7の有識者会議報告書には多くの政策が盛り込まれており、年内に策定予定の基本方針にもぜひ反映いただき、施策化を実現していただくようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

委員からの御質問に対して、事務局から御回答をお願いいたします。

丸山参事官 まず、内閣府子ども・子育て本部から回答させていただきます。

保育の必要性認定の廃止という御意見がございましたが、児童福祉法上、市町村には保育を必要とする子供に対する保育の提供義務が定められておりまして、いまだ多くの5,600人程度の待機児童が発生している中で、保育の必要性の認定なく保育の提供を義務づけることについては、慎重な検討が必要と考えてございます。なお、保育の必要性の認定事由につきましても、法令上の認定事由に類するものとしたしまして、市町村が認める事由での認定も可能ということでございますので、現時点におきましては各市町村において地域の実情に応じた対応をお願いしたいと考えてございます。

多くの委員から御意見を頂戴いたしました、利用定員の変更の関係でございます。利用定員の減少につきましては、定員減少の日の3か月前までにその旨を市町村に届け出なければならないということとされてございまして、この点につきましては、自治体向けのQ&Aにおきまして、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできないことということとをQ&Aでお示しをいたしております。他方で、市町村におかれましては、申請者との意思疎通を図っていただいて、その意向を十分に考慮して、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえまして、適切に利用定員を設定していただく必要があるということとでございますので、こうした旨を市町村にもこれまでも周知してまいりましたが、引き続き利用定員に関する制度の周知をしっかりと図っていききたいということとでございます。

資料2の関係でも幾つか御意見を頂戴しました。利用者支援事業の周知や好事例、ベストプラクティスといったことかと思えますけれども、横展開といったことにもしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

前後して恐縮ですが、資料1の関係で処遇改善の関係、多くの委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。今般の経済対策・補正予算におきます処遇改善につきまして、基本的な考え方は御説明したとおりでございますけれども、施設等において賃上げ効果が継続される取組となりますよう、しっかり事後的に賃金の処遇改善分としてお渡ししたものがちゃんと使われているかは事後検証してまいりたいということとでございますけれども、従来の公定価格における処遇改善等加算の仕組みを参考としつつ、今後事業の詳細についてしっかり賃金に反映されるように検討してまいりたいと思っております。その事業の実施に当たりましては、市町村の皆様、事業者の皆様にも早期の情報提供を図るとともに、事務負担にもできる限りの配慮をさせていただきたいと思っております。

また、今後の処遇改善の方向性といった点につきましては、現在、公的価格評価検討委員会で御議論されておりますので、その御議論も踏まえつつ今後検討していききたいということとでございます。

配置基準の関係についても御意見を頂戴いたしました。配置基準につきましては、必要な財源を確保して、引き続き必要な財源の確保に努めて、様々な0.3兆円超メニュー、質の向上項目、宿題となっております事項はございますので、財源確保に努めつつ検討をして取り組んでまいりたいということとでございます。

続きまして、公定価格における利用区分の細分化、加算の要件の見直しについても御意見を頂戴いたしました。これらにつきましては厚生労働省とも連携をしつつ、御意見を踏まえながら、必要な財源確保と併せて検討してまいりたいと考えてございます。

支援が必要な児童、障害をお持ちの方や外国人の方の対応についても御意見がございました。外国人のお子さんへの対応につきましては、厚生労働省の保育体制強化事業において、一定の通訳配置等の補助、ICT化の推進等について補助を行っておりまして、引き続き厚生労働省とも連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

水野児童手当管理室長 続きまして、内閣府児童手当室でございます。

手島委員から、児童手当における世帯合算の御意見をいただいたところでございます。先般の児童手当の見直しの際にも導入を求める御意見、あるいは共働き世帯の影響等があるとの御意見、そういったものがございましたので、検討の結果、導入を見送ることとしたものでございます。見直しの改正法の附則におきまして、児童手当につきまして、児童の数等に応じた効果的な支給、その財源の在り方、支給要件の在り方につきまして、子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から検討を加えることとされており、これに沿っていくものと考えてございます。

林保育課長 続きまして、保育課から御回答いたします。

地域における保育所・保育士在り方検討会に関連して様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。その中で一時預かり事業についても御提言をいただいています。提言の中にも保育所を利用していないお子さんを週に1～2回程度預かる取組を一時預かり事業のスキームを活用してモデル的に実施することが提言される方向でございまして、まずは我々としてはこうした取組を通じまして、こういった事業の効果と課題等も把握しつつ、しっかりと未就園児を支援するような仕組みができればというように取り組んでいきたいと思っております。

利用定員については、先ほど丸山参事官から現行の運用制度については申し上げたとおりでございます。今後に向けた課題についても提言されていますので、そういったことについては今後に向けた課題として検討していきたいと考えております。

続きまして、ICTの支援について幾つか御質問がありましたけれども、今回の補正予算において保育所等も含めて各施設においてICT化の支援が行えるような補助を行っておりますので、御確認いただければと考えております。

また、コロナ禍での働き方への対応に対する保育利用ということで御質問をいただきました。これにつきましては、自宅でテレワークをしているといったことのみをもって減点することがないように、就労状況をしっかりと把握して対応するように、こういった対応をまず平成29年に通知を出しておりますけれども、今回のコロナ禍の状況を踏まえまして本年7月にも改めて周知をするということで取り組んでございますので、御承知おきいただければと考えております。

処遇改善加算 の関係の研修について、加藤委員からも御質問がありました。保育士等のキャリアアップ研修につきましては、それぞれ担当する分野に応じた専門分野研修を履修していただく必要があるとされていますけれども、幼稚園の教員免許状に係る免許更新講習のうち、都道府県が我々保育士に求めている専門分野別研修、その研修分野として適当と認められる研修を修了した場合につきましては、1つの分野の修了時間計15時間以上達した場合は、専門分野研修を修了したとみなすことができるという緩和措置を設けておりますので、そちらについて御確認いただければと思っております。

また、一時預かり事業の現状の取組状況等の御質問、奥山委員からも御紹介いただきました。御紹介いただきましたとおり、一時預かり事業というのは特に実施場所や法人種別を限定しておらず、設備基準が保育所基準を満たし、職員配置は保育士が2分の1以上等該当すれば実施できることですので、そういったことの再周知と併せて、今回の検討会の方向性も踏まえてより活用が進むような形で取り組んでいきたいと思っております。

また、ICTについては御説明したとおり、補正予算事業で計上されておりますので、そういったことも活用し、また、検討会でも一時預かり事業は柔軟な利用ができるように御提言のような中身も示されておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

村上委員から、居室面積の地方分権の取組につきまして、なし崩し的に延長するのはいかがなものかという御意見をいただいております。我々としても基本的には同じ考え方でございまして、今回2年間延長させていただくわけですけれども、該当の市に対してはその解消に向けた計画をしっかりと確認していきたいと考えているところでございます。

その他、様々な御要望をいただいた点については、しっかりと留意して検討してまいりたいと思っております。

保育課からは以上でございます。

入野補佐 続きまして、資料7に関していただいた御質問、御意見について、内閣官房こども政策推進体制検討チームより御回答申し上げます。

まず、幼児教育や幼稚園の関係を含めまして、新たな組織の所掌事務について御質問、御意見をいただきました。幼児教育につきまして、幼稚園のみならず保育所、認定こども園等、皆様が担われていることについては私どものチームも当然認識をしています。その上で、幼稚園については学校教育上の学校であることから、学校教育制度を一元的に所管している文科省において引き続き所管をするということで現在基本方針案に示しています。

その上で、新たな組織と文科省については、施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるように教育と保育の整合性を制度上確保し、それぞれが必要な役割を果たすこととしておりまして、具体的には幼稚園の教育要領と保育所保育指針の策定に当たり、協議を行う仕組みを制度的に担保することを検討しています。いずれにしましても、こども庁は、子供の育ちの保障の観点から役割を果たしまして、連携・協力をしながら就学前の子供の育ちを保障するための取組を進めてまいりたいと考えています。

続きまして、地方自治体との関係について御意見をいただいております。こちらにつきましても、こども政策を実際に担っているのは地方公共団体と考えています。基本方針に示した内容等についてぜひ早急に御相談をし、また、情報提供をしっかりと行っていきたいと考えています。

また、人材の育成について、奥山委員から御意見をいただきました。私どもも非常に重要だと認識してございまして、基本方針の中でも子供の支援に携わる様々な分野の人材の確保や専門性の向上を図るとともに、地域における身近な大人や若者などボランティアやピアサポートができる人材など、子供の健やかな成長を支える多様な人材の確保・育成に取り

組むという形で記載をさせていただいているところでございます。

また、新たな組織が対象とする子供の年齢等について御意見がございました。こちらにつきましては、おおむね18歳の者を念頭に置きながら、当然そこで支援が切れるものではないと思っていますので、それぞれの子供や若者の状況に応じて必要な支援が18歳あるいは20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、子供から若者を経て大人に至るまで円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で伴走していけるように、新たな組織では取り組んでいきたいと考えております。

また、それに当たって子供視点、子育て当事者の点に立った施策、何よりも大事だと私どもも考えており、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組んでいきたいと考えています。

山口少子化総合対策室長 続きまして、社会的養育専門委員会の議論につきまして、複数の御意見をいただきました。学齢期の居場所の確保、相談支援の充実、あるいは児相の体制強化や一時保護の改善といった複数の御意見をいただきました。今、この社会的養育専門委員会、年末までの取りまとめを目指しまして皆さんで議論いただいているところで、政府といたしましても、今日いただいた意見も踏まえまして、しっかり検討してまいります。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

ほかに、もう時間になっておりますが、何かございますでしょうか。

一応お時間がございますので、これで第59回「子ども・子育て会議」を終了したいと思います。

若干延長いたしまして申し訳ありません。どうもありがとうございました。これで終わりにいたします。